

主 題	(一社) 長崎県建造物解体工業会に労働災害防止を緊急要請		
開催日	平成27年5月27日(水)	開催場所	長崎労働基準監督署 署長室
参加者	(一社) 長崎県建造物解体工業会	主催	長崎労働基準監督署
目 的			
<p>県内の建設業における死傷災害(休業4日以上)の休業災害及び死亡災害は本年4月末で70件発生しており、前年同時期と比較すると22.8%増加しています。また、長崎労働基準監督署(署長:井上健司)管内(長崎市、五島市、西海市、西彼杵郡、南松浦郡)において本年4月末で27件と前年同時期と比較して80%と大幅に増加しています。そのうち、墜落・転落災害は11件と多発しており、前年同期に比べ7件もの増加となっています。</p> <p>特に、本年3月から4月にかけて解体工事中に、墜落による重傷災害が連続して発生しており、その状況をみると墜落防止対策が十分に講じられていないなど憂慮すべき状況が確認されました。</p> <p>そこで、長崎労働基準監督署長(署長:井上健司)より(一社)長崎県建造物解体工業会(会長理事:金光輝仁、会員数:42社)に対し、労働災害防止にかかる要請文書を交付しました。</p>			
概 要			
<p>長崎労働基準監督署長(署長:井上健司)から建設業の労働災害の傾向や解体工事の災害事例の説明を行った後、要請にかかる事項を下記のとおりお願いしました。</p> <p>①経営トップが自ら率先して、労働災害防止にかかる必要な対策を講じること。</p> <p>②経営トップが現場の安全パトロールを自ら実施すること。(特に2m以上の箇所)の墜落防止措置について確認すること。)</p> <p>③足場にかかる労働安全衛生法の改正の周知を図ること。</p> <p>④解体作業については、リスクアセスメントを実施し、リスクの低減を図ること。</p> <p>同協会については以上の要請内容を各会員に対して通知する他、要請文書を受けて労働災害防止にかかる取組を後日報告するよう指示しています。</p> <p>今後は長崎労働基準監督署においては同協会と連携し、解体工事にかかる安全パトロールを行うなど労働災害撲滅に向けた取組を行います。</p>			
			
		<p>左、中央:(一社)長崎県建造物解体工業会 右:長崎労働基準監督署長(井上健司)</p>	